

平成 20 年 11 月 14 日

各 位



代表取締役社長 赤塚 彰
(コード番号 4 3 2 0 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 浅山 正紀
(TEL . 0 1 1 - 2 7 1 - 4 3 7 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 14 日開催の取締役会において、平成 20 年 12 月 19 日開催予定の第 13 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるように、社外取締役との間で賠償責任を限定する契約の締結を可能とする規定を新設するものです。

(変更案第 25 条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u> <u>第25条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額とする。</u>
第25条～第35条 (条文省略)	第26条～第36条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 20 年 12 月 19 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 20 年 12 月 19 日 (予定)

以上